

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
II 記載要領及び留意事項	II 記載要領及び留意事項
関税法関係	関税法関係
関税修正申告書（内国消費税等修正申告書兼用）（C-1020）	関税修正申告書（内国消費税等修正申告書兼用）（C-1020）
1. 関税修正申告書記載要領の共通事項	1. 関税修正申告書記載要領の共通事項
(1) (省略)	(1) (同左)
(2) 申告が3欄以上となる場合には、「 関税修正申告書（内国消費税等修正申告書兼用）つづき（その) (C-1020-2) 」を使用する。	(2) この申告書により、「 関税修正申告書（内国消費税等修正申告書兼用）つづき（その) (C-1020-2) 」を使用するときは、申告書の申告者又は代理人欄に押なつされた印で割印をする。
(3) (省略)	(3) (同左)
2. 関税修正申告書の記載要領	2. 関税修正申告書の記載要領
「 申告番号 」の欄には、修正申告書の受理一連番号（暦年）を記載する。 「 申告者 」欄の「 住所 」及び「 氏名（名称及び代表者の氏名） 」の項には、修正申告に係る輸入（納税）申告書に記載されている申告者（輸入者）の住所及び氏名又は名称を記載する。「 輸入者符号 」欄には、当該申告者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。通関業者が修正申告する場合には「 代理人 」の箇所に通関業者の住所、氏名又は名称を併記する。 (省略)	「 申告番号 」の欄には、修正申告書の受理一連番号（暦年）を記載する。 「 申告者 」欄の「 住所 」及び「 氏名又は名称 」の項には、修正申告に係る輸入（納税）申告書に記載されている申告者（輸入者）の住所及び氏名又は名称を記載し、輸入（納税）申告書と同様に権限ある者の押印をする。「 輸入者符号 」欄には、当該申告者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。通関業者が修正申告する場合には「 代理人 」の箇所に通関業者の住所、氏名又は名称を併記する。 (同左)
関税更正請求書（内国消費税等更正請求書兼用）（C-1030）	関税更正請求書（内国消費税等更正請求書兼用）（C-1030）
1. 関税更正請求書記載事項の共通事項	1. 関税更正請求書記載事項の共通事項
(1) (省略)	(1) (同左)
(2) 申告が3欄以上となる場合には、「 関税更正請求書（内国消費税等更正請求書兼用）つづき（その) (C-1030号-2) 」を使用する。	(2) この請求書により、「 関税更正請求書（内国消費税等更正請求書兼用）つづき（その) (C-1030号-2) 」を使用するときは、請求書の請求者又は代理人欄に押なつされている印で割印をする。
2. 関税更正請求書の記載要領	2. 関税更正請求書の記載要領

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「請求番号」欄には、更正請求書の受理一連番号（暦年）を記載する。</p> <p>「請求者」の「住所」及び「<u>氏名（名称及び代表者の氏名）</u>」の欄には、更正の請求に係る輸入（納税）申告書に記載されている申告者（輸入者）の住所及び氏名又は名称を記載する。「輸入者符号」欄には、当該申告者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。通関業者が代理請求をする場合には、「代理人」の箇所に通関業者の住所、氏名又は名称を併記する。</p> <p>(省略)</p>	<p>「請求番号」欄には、更正請求書の受理一連番号（暦年）を記載する。</p> <p>「請求者」の「住所」及び「<u>氏名又は名称</u>」の欄には、更正の請求に係る輸入（納税）申告書に記載されている申告者（輸入者）の住所及び氏名又は名称を記載する。「輸入者符号」欄には、当該申告者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。通関業者が代理請求をする場合には、「代理人」の箇所に通関業者の住所、氏名又は名称を併記する。</p> <p>(同左)</p>
金銭担保充當申告書 (C-1130)	金銭担保充當申告書 (C-1130)
<p>「納税義務者」の「住所」及び「氏名又は名称」の項には、関税法第6条に定められている納税義務者（通常は輸入者）の住所及び氏名（法人であるときは、法人の住所及び名称並びにその代表権者又は代表権者から権限を委任された者の氏名）を記載する。</p> <p>(省略)</p>	<p>「納税義務者」の「住所」及び「氏名又は名称」の項には、関税法第6条に定められている納税義務者（通常は輸入者）の住所及び氏名（法人であるときは、法人の住所及び名称並びにその代表権者又は代表権者から権限を委任された者の氏名）を記載し、押印する。</p> <p>(同左)</p>
外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認申告書 (C-2130)	外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認申告書 (C-2130)
<p>「申告価格」欄には、仕入書等によるC I F価格を記載する。</p> <p>「申告者住所氏名」欄に記載される申告者は、船用品又は機用品を積み込もうとする者であれば足り、船長、機長、シップチャンドラー、石油会社その他船（機）用品の販売者のいずれでもよい。なお、これらの購入者又は販売者以外の者が業としてこれを行う場合は、通関業者でなければ申告することはできない。通関業者が代理人として申告する場合は、「代理人住所氏名」欄に通関業者の住所及び名称を記載する。</p> <p>外国貨物である船（機）用品の積込みの包括承認申告を行う場合については、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 船用品（燃料に限る。）については、「申告者住所氏名」欄には積込発注者名（商社、船会社及び石油元売会社等）を、「積込船（機）名」欄</p>	<p>「申告価格」欄には、仕入書等によるC I F価格を記載する。</p> <p>「申告者住所氏名印」欄に記載される申告者は、船用品又は機用品を積み込もうとする者であれば足り、船長、機長、シップチャンドラー、石油会社その他船（機）用品の販売者のいずれでもよい。なお、これらの購入者又は販売者以外の者が業としてこれを行う場合は、通関業者でなければ申告することはできない。通関業者が代理人として申告する場合は、「代理人住所氏名」欄に通関業者の住所及び名称を記載する。</p> <p>外国貨物である船（機）用品の積込みの包括承認申告を行う場合については、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 船用品（燃料に限る。）については、「申告者住所氏名（名称及び代表権者の氏名）」欄には積込発注者名（商社、船会社及び石油元売会社等）</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>には積み込もうとする全ての船舶名を、「積込場所」欄には積込もうとする全ての場所（開港名）を、「積込年月日」欄には積込みの期間（最長6月）を、「積込方法」欄には燃料供給船名及び信号符字を記載することとする。なお、「積込船（機）名」、「積込場所」、「国籍」及び「船舶の種類」欄については、添付書類による記載を可能とする。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>内国貨物船用品（機用品）積込承認申告書 (C-2160)</p> <p>「<u>申告者住所氏名</u>」欄には、船用品又は機用品を積み込もうとする者の住所、氏名又は名称を記載する。</p> <p>船用品又は機用品の積込み申告は、船長、機長、通関業者、シップチャンドラー、石油会社その他船（機）用品の販売者のいずれでもよい。</p>	<p>を、「積込船（機）名」欄には積み込もうとする全ての船舶名を、「積込場所」欄には積込もうとする全ての場所（開港名）を、「積込年月日」欄には積込みの期間（最長6月）を、「積込方法」欄には燃料供給船名及び信号符字を記載することとする。なお、「積込船（機）名」、「積込場所」、「国籍」及び「船舶の種類」欄については、添付書類による記載を可能とする。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>内国貨物船用品（機用品）積込承認申告書 (C-2160)</p> <p>「<u>申告者の住所、氏名又は名称</u>」の項には、船用品又は機用品を積み込もうとする者の住所、氏名又は名称を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができる。</p> <p>船用品又は機用品の積込み申告は、船長、機長、通関業者、シップチャンドラー、石油会社その他船（機）用品の販売者のいずれでもよい。</p>
<p>展示等申告書（運送申告書） (C-3340)</p> <p><一般的な事項></p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 記載事項を訂正するときは、訂正すべき箇所を2本の線で消し込み、その上方に訂正事項を記載する。</p> <p>(4) (省略)</p> <p><申告書上段の記載事項></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 上部の○印内にA（原本）、B（管理者用）、C（展示等承認書用）、D（運送承認用）及びE（発送地税関用）の区分によるAからEまでの記号を記載する。</p> <p>「使用区分」欄には、申告物品の会場内における使用目的に応じ、該当する項の番号を（ ）で囲む。この使用区分と関税法基本通達62の2-9（保税展示場に入れることができる貨物のうち展</p>	<p>展示等申告書（運送申告書） (C-3340)</p> <p><一般的な事項></p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 記載事項を訂正するときは、訂正すべき箇所を2本の線で消し込み、その上方に訂正事項を記載するとともに、訂正者（通関士）が押印する。</p> <p>(4) (同左)</p> <p><申告書上段の記載事項></p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 上部の○印内にA（原本）、B（管理者用）、C（展示等承認書用）、D（運送承認用）及びE（発送地税関用）の区分によるAからEまでの記号を記載する。</p> <p>「使用区分」欄には、申告物品の会場内における使用目的に応じ、該当する項の番号を（ ）で囲む。この使用区分と関税法基本通達62の2-9（保税展示場に入れることができる貨物のうち、展</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>示、使用等ができるもの)に規定されている保税展示場への搬入が認められる貨物等との関係は、次のとおりとする。</p> <p>イ～ニ (省略)</p> <p>「原産地」欄には、関税法施行令第4条の2第4項に規定する原産地を記載する。</p> <p>「輸送方法」欄は、該当する番号を()で囲む。</p> <p>「蔵置場所(展示地区)番号」欄には、展示等承認後の貨物を展示又は蔵置する場所又はその番号を記載する。</p> <p>「受理番号」欄には、申告の一連番号を記載する。(展示等の申告を受理した場合には、原本(A)、管理者用(B)、展示等承認書用(C)及び運送承認用(D)に、保税運送の場合には、運送承認用(D)及び発送地税関用(E)に記載する。)</p> <p>「参加者住所氏名」欄には、国際博覧会等の参加者の本国の住所及び氏名又は名称を記載する。</p> <p>「代理人住所氏名」欄には、参加者に代わって申告する通関業者の住所及び名称並びに代表者の氏名を記載する。</p> <p>「通関士氏名印」欄には、審査をした通関士の氏名を記載し、押印する。</p>	<p>示、使用等ができるもの)に規定されている保税展示場への搬入が認められる貨物等との関係は、次のとおりとする。</p> <p>イ～ニ (同左)</p> <p>「原産地」欄には、関税法施行令第4条の2第4項に規定する原産地を記載する。</p> <p>「輸送方法」欄は、該当する番号を()で囲む。</p> <p>「蔵置場所(展示地区)番号」欄には、展示等承認後の貨物を展示又は蔵置する場所又はその番号を記載する。</p> <p>「受理番号」欄には、申告の一連番号を記載する。(展示等の申告を受理した場合には、原本(A)、管理者用(B)、展示等承認書用(C)及び運送承認用(D)に、保税運送の場合には、運送承認用(D)及び発送地税関用(E)に記載する。)</p> <p>「参加者住所氏名」欄には、国際博覧会等の参加者の本国の住所及び氏名又は名称を記載する。</p> <p>「代理人住所氏名印」欄には、参加者に代わって申告する通関業者の住所及び名称並びに代表者の氏名を記載し、押印する。</p> <p>「通関士氏名印」欄には、審査をした通関士の氏名を記載し、押印する。</p>
<申告書中段の記載要領>	<申告書中段の記載要領>
(省略)	(同左)
<申告書下段の記載要領>	<申告書下段の記載要領>
<p>「運送申告年月日」及び「運送先等」欄には、保税運送申告の場合に限り運送承認用(D)及び発送地税関用(E)に申告年月日、運送先(保税展示場名)、運送期間及び申告時における貨物の蔵置場所を記載する。</p> <p>「運送承認番号」及び「運送承認印」欄には、保税運送申告を受理した税關において、当該運送を承認したときに、運送承認用(D)及び発送地税関用(E)に記入又は押印する。</p> <p>「管理者」欄には、展示等の申告をする前に、国際博覧会等の展示、使用等のため会場に搬入される貨物である旨の管理者の<u>確認</u>を受ける。</p> <p>「展示等申告年月日」欄には、保税展示場へ貨物を搬入した日を原本</p>	<p>「運送申告年月日」及び「運送先等」欄には、保税運送申告の場合に限り運送承認用(D)及び発送地税関用(E)に申告年月日、運送先(保税展示場名)、運送期間及び申告時における貨物の蔵置場所を記載する。</p> <p>「運送承認番号」及び「運送承認印」欄には、保税運送申告を受理した税關において、当該運送を承認したときに、運送承認用(D)及び発送地税関用(E)に記入又は押印する。</p> <p>「管理者」欄には、展示等の申告をする前に、国際博覧会等の展示、使用等のため会場に搬入される貨物である旨の管理者の<u>確認印</u>(事前に税關に届け出たもの)を受ける。</p> <p>「展示等申告年月日」欄には、保税展示場へ貨物を搬入した日を原本</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(A)、管理者用(B)及び展示等承認書用(C)に記載する。 「展示等承認印」欄には、展示等を承認したときに展示等承認書用(C)に承認印を押なつす。 「税関記入欄」欄には、概括的な品名数量等による展示等申告書を受理したときにその旨注記しておく。 「展示等承認年月日」欄には、展示等を承認したときに、原本(A)、管理者用(B)及び運送承認用(D)に当該承認の年月日を記載する。	(A)、管理者用(B)及び展示等承認書用(C)に記載する。 「展示等承認印」欄には、展示等を承認したときに展示等承認書用(C)に承認印を押なつす。 「税関記入欄」欄には、概括的な品名数量等による展示等申告書を受理したときにその旨注記しておく。 「展示等承認年月日」欄には、展示等を承認したときに、原本(A)、管理者用(B)及び運送承認用(D)に当該承認の年月日を記載する。
<展示等申告書（運送申告書）の事後整理> (省略)	<展示等申告書（運送申告書）の事後整理> (同左)
展示等承認貨物積戻し申告書（C-3410）	展示等承認貨物積戻し申告書（C-3410）
<一般的事項> (1)及び(2) (省略) (3) 記載事項を訂正するときは、訂正すべき箇所を2本の線で消し込み、その上方に訂正事項を記載する。	<一般的事項> (1)及び(2) (同左) (3) 記載事項を訂正するときは、訂正すべき箇所を2本の線で消し込み、その上方に訂正事項を記載するとともに、訂正者（通関士）が押印する。
<申告書上段の記載要領> 「仕向地」欄には、貨物が最終的に仕向けられる場所を記載する。 「参加者住所氏名」欄には、国際博覧会等の参加者の本国住所及び氏名又は名称を記載する。 「代理人住所氏名」欄には、参加者に代わって申告する通関業者の住所及び名称並びに代表者の氏名を記載する。 「通関士氏名印」欄には、申告書の作成、審査を行った通関士が記名（又はゴム印）押印する。	<申告書上段の記載要領> 「仕向地」欄には、貨物が最終的に仕向けられる場所を記載する。 「参加者住所氏名」欄には、国際博覧会等の参加者の本国住所及び氏名又は名称を記載する。 「代理人住所氏名印」欄には、参加者に代わって申告する通関業者の住所及び名称並びに代表者の氏名を記載し、押印する。 「通関士氏名印」欄には、申告書の作成、審査を行った通関士が記名（又はゴム印）押印する。
<申告書中段の記載要領> (省略)	<申告書中段の記載要領> (同左)
<申告書下段の記載要領> 「保税運送」欄には、運送先（積込港）及び保税展示場を発する日から	<申告書下段の記載要領> 「保税運送」欄には、運送先（積込港）及び保税展示場を発する日から

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>運送先に到着するまでの予定期間を記載する。</p> <p>「積込確認印」欄には、船舶又は航空機に積戻し貨物を積み込んだことを確認したときに積戻し許可書(C)に積込確認印を押なつする。</p> <p>「許可印」欄には、積戻しを許可したときに許可書用(C)に許可印を押なつする。</p> <p>「許可年月日」欄には、積戻し許可したときに原本(A)、管理者用(B)及び到着証明書用(D)に記入する。</p> <p>「管理者」欄には、税関に積戻し申告をする前に原本(A)に積戻し貨物である旨の<u>確認</u>を受ける。</p>	<p>運送先に到着するまでの予定期間を記載する。</p> <p>「積込確認印」欄には、船舶又は航空機に積戻し貨物を積み込んだことを確認したときに積戻し許可書(C)に積込確認印を押なつする。</p> <p>「許可印」欄には、積戻しを許可したときに許可書用(C)に許可印を押なつする。</p> <p>「許可年月日」欄には、積戻し許可したときに原本(A)、管理者用(B)及び到着証明書用(D)に記入する。</p> <p>「管理者確認印」欄には、税関に積戻し申告をする前に原本(A)に積戻し貨物である旨の<u>管理者の確認印</u>を受ける。</p>
輸出申告書 (C-5010)	輸出申告書 (C-5010)
<p><記入上の一般的事項></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 記載した事項の訂正は、二線をもつて消しこみ、<u>その上方に訂正事項を記載する</u>。</p> <p>(3) 1申告書に記載できる品目の範囲は、申告書上段の各項目に記載すべき事項が共通しており、かつ、原則として1仕入書に記載されている品目の範囲とする。</p> <p>なお、品名欄が不足するときは、「輸出申告書(つづき)」(C-5010-2)を使用する。</p> <p>(4)～(6) (省略)</p>	<p><記入上の一般的事項></p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 記載した事項の訂正は、二線をもつて消しこみ、<u>その線の末尾に訂正印を押なつする</u>。</p> <p>(3) 1申告書に記載できる品目の範囲は、申告書上段の各項目に記載すべき事項が共通しており、かつ、原則として1仕入書に記載されている品目の範囲とする。</p> <p>なお、品名欄が不足するときは、<u>申告者印をもつて割印のうえ「輸出申告書(つづき)」(C-5010-2)を使用する</u>。</p> <p>(4)～(6) (同左)</p>
<p><申告書上段の記載要領></p> <p>申告が積戻しに該当する場合は、「輸出申告書」の文字を「積戻し申告書」と訂正する。</p> <p>「仕向人住所氏名」の項には、原則として、輸出される貨物に係る仕入書に荷受人等として記載されている者等の取引上の当事者の住所又は居所及び氏名又は名称を記載する。ただし、当該貨物を実際に受け取る者が仕入書に荷受人等として記載されている者と異なる場合であって、当該者が</p>	<p><申告書上段の記載要領></p> <p>申告が積戻しに該当する場合は、「輸出申告書」の文字を「積戻し申告書」と訂正する。</p> <p>「輸出者住所氏名印」の項には、代理人が申告する場合には輸出者の押印の必要はないが、輸出者が自ら申告する場合は、押印する。</p> <p>「仕向人住所氏名」の項には、原則として、輸出される貨物に係る仕入書に荷受人等として記載されている者等の取引上の当事者の住所又は居所及び氏名又は名称を記載する。ただし、当該貨物を実際に受け取る者が仕入書に荷受人等として記載されている者と異なる場合であって、当該者が</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前						
判明している場合には、実際に貨物を受け取る者の住所又は居所及び氏名又は名称を記載するものとする。 「申告年月日」は、申告者が申告書を税関に提出する日を記載し、書類不備等の理由により税関において申告書を返還したときは、当該申告書を補正後改めて提出する日とする。 「積込港」欄には、当該申告に係る貨物の積込みがなされる港名又は空港名を記載する。 郵便物に係る輸出申告書については、当該欄の記載を要しない。 「積載船（機）名」の項には、輸出貨物が船舶に積み込まれる場合はその船舶の名称を、航空機に積み込まれる場合は当該航空機の所属会社名及びAir Waybillの番号（例えば、J.A.L. 5000111）を記載する。 郵便物に係る輸出申告書については、当該欄の記載を要しない。 「出港予定年月日」欄には、当該申告に係る貨物を積み込む船舶又は航空機が出港を予定している年月日を記載する。 郵便物に係る輸出申告書については、当該欄の記載を要しない。 「仕向地」の項には、輸出貨物がその取引において、最終的に仕向けられる場所を記載する。 <table border="1"> <tr> <td>本船扱</td> <td>ふ中扱</td> <td></td> </tr> </table> 欄には、本船扱い又はふ中扱いの承認を受けた場合に限り、いずれか該当する方に×印を記入する。 「蔵置場所」の項には、現に輸出貨物を蔵置している場所又は輸出の許可を受けるために輸出貨物を搬入する予定の場所を記載する。なお、保税地域以外の場所（自社施設等）において特定輸出申告、特定委託輸出申告又は特定製造貨物輸出申告を行い、輸出の許可を受けた後に保税地域を経由して積込港へ運送される場合には、関税法基本通達67の3-1-7(2)の規定により、当該保税地域を付記する。 「申告番号」欄には、申告者別整理番号、申告月符号を記載する。また、申告書の添付書類の全葉についても、当該申告書の申告者別整理番号をその下端欄外右側余白部分に記載する。 申告者別整理番号は、次により取り扱う。 (1) 申告者別整理番号は、申告者コード番号と申告番号及び申告月符号を順次横線で結んだものとする。 (申告者別整理番号の例) 001-0017- (H)	本船扱	ふ中扱		判明している場合には、実際に貨物を受け取る者の住所又は居所及び氏名又は名称を記載するものとする。 「申告年月日」は、申告者が申告書を税関に提出する日を記載し、書類不備等の理由により税関において申告書を返還したときは、当該申告書を補正後改めて提出する日とする。 「積込港」欄には、当該申告に係る貨物の積込みがなされる港名又は空港名を記載する。 郵便物に係る輸出申告書については、当該欄の記載を要しない。 「積載船（機）名」の項には、輸出貨物が船舶に積み込まれる場合はその船舶の名称を、航空機に積み込まれる場合は当該航空機の所属会社名及びAir Waybillの番号（例えば、J.A.L. 5000111）を記載する。 郵便物に係る輸出申告書については、当該欄の記載を要しない。 「出港予定年月日」欄には、当該申告に係る貨物を積み込む船舶又は航空機が出港を予定している年月日を記載する。 郵便物に係る輸出申告書については、当該欄の記載を要しない。 「仕向地」の項には、輸出貨物がその取引において、最終的に仕向けられる場所を記載する。 <table border="1"> <tr> <td>本船扱</td> <td>ふ中扱</td> <td></td> </tr> </table> 欄には、本船扱い又はふ中扱いの承認を受けた場合に限り、いずれか該当する方に×印を記入する。 「蔵置場所」の項には、現に輸出貨物を蔵置している場所又は輸出の許可を受けるために輸出貨物を搬入する予定の場所を記載する。なお、保税地域以外の場所（自社施設等）において特定輸出申告、特定委託輸出申告又は特定製造貨物輸出申告を行い、輸出の許可を受けた後に保税地域を経由して積込港へ運送される場合には、関税法基本通達67の3-1-7(2)の規定により、当該保税地域を付記する。 「申告番号」欄には、申告者別整理番号、申告月符号を記載する。また、申告書の添付書類の全葉についても、当該申告書の申告者別整理番号をその下端欄外右側余白部分に記載する。 申告者別整理番号は、次により取り扱う。 (1) 申告者別整理番号は、申告者コード番号と申告番号及び申告月符号を順次横線で結んだものとする。 (申告者別整理番号の例) 001-0017- (H)	本船扱	ふ中扱	
本船扱	ふ中扱						
本船扱	ふ中扱						

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2) 申告者コード番号は3けたとし、税關において設定して、あらかじめ申告者に割り当てる。 なお、申告者コード番号999番は、通關業者以外の者で、年間の申告件数が少なく、特定のコード番号を必要としない申告者用とし、通關業者以外の者に対しては、申告書提出の際に申告者コード番号及び申告番号を申告書類に記載するよう指導するものとする。</p> <p>(3) 申告番号は4けたとし、申告者別に毎年0001から始める。 なお、同一年内において申告番号が9999になった場合には、再び0001から始める。</p> <p>(4) 申告月符号は、次により記載する。 1月-(A)、2月-(B)、3月-(C)、4月-(D)、5月-(E)、6月-(F)、7月-(G)、8月-(H)、9月-(J)、10月-(K)、11月-(L)、12月-(M)</p> <p>「積込港符号」、「船(機)籍符号」、「貿易形態別符号」、「仕向国(地)符号」及び「輸出者符号」の各欄には、統計基本通達25-1(積込港符号又は(取)卸港符号)から同25-6(輸出入者符号)までに定めるそれぞれのコード番号を記載する。</p> <p>「調査用符号」欄には、別途指示があつた場合にのみその指示に基づく符号を記載する。</p> <p><申告書中段の記載要領> (省略)</p> <p><申告書下段の記載要領> (省略)</p> <p>輸出申告書(C-5015-1、-2)(輸出手続統一様式)</p> <p>I (省略)</p> <p>II 統一様式の構成及び使用方法 (1)及び(2) (省略) (3) 共通様式(C-5015-1)については、税關のほか動物検疫所又は植</p>	<p>(2) 申告者コード番号は3けたとし、税關において設定して、あらかじめ申告者に割り当てる。 なお、申告者コード番号999番は、通關業者以外の者で、年間の申告件数が少なく、特定のコード番号を必要としない申告者用とし、通關業者以外の者に対しては、申告書提出の際に申告者コード番号及び申告番号を申告書類に記載するよう指導するものとする。</p> <p>(3) 申告番号は4けたとし、申告者別に毎年0001から始める。 なお、同一年内において申告番号が9999になった場合には、再び0001から始める。</p> <p>(4) 申告月符号は、次により記載する。 1月-(A)、2月-(B)、3月-(C)、4月-(D)、5月-(E)、6月-(F)、7月-(G)、8月-(H)、9月-(J)、10月-(K)、11月-(L)、12月-(M)</p> <p>「積込港符号」、「船(機)籍符号」、「貿易形態別符号」、「仕向国(地)符号」及び「輸出者符号」の各欄には、統計基本通達25-1(積込港符号又は(取)卸港符号)から同25-6(輸出入者符号)までに定めるそれぞれのコード番号を記載する。</p> <p>「調査用符号」欄には、別途指示があつた場合にのみその指示に基づく符号を記載する。</p> <p><申告書中段の記載要領> (同左)</p> <p><申告書下段の記載要領> (同左)</p> <p>輸出申告書(C-5015-1、-2)(輸出手続統一様式)</p> <p>I (同左)</p> <p>II 統一様式の構成及び使用方法 (1)及び(2) (同左) (3) 共通様式(C-5015-1)については、税關のほか動物検疫所又は植</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>物防疫所に対する申告又は申請に必要な事項を記載する。また、共通様式(C-5015-1)は複写しても<u>差し支えない</u>。</p> <p>(4) 共通様式(C-5015-1)の記載事項を訂正する場合には、訂正すべき箇所を2本の線で消し込み、訂正箇所の上方に訂正事項を記入する。なお、記載事項の訂正については、当該事項について申告又は申請先である各省のみに行えよ。</p> <p>(5) (省略)</p>	<p>物防疫所に対する申告又は申請に必要な事項を記載する。また、共通様式(C-5015-1)は複写しても<u>差し支えない</u>が、押印(自署)については<u>複写を認めない</u>。</p> <p>(4) 共通様式(C-5015-1)の記載事項を訂正する場合には、訂正すべき箇所を2本の線で消し込み、訂正箇所の上方に訂正事項を記入するとともに<u>押印する</u>。なお、記載事項の訂正については、当該事項について申告又は申請先である各省のみに行えよ。</p> <p>(5) (同左)</p>
輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用） (C-5020)	輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用） (C-5020)
<p>I 輸入申告書等記載要領の共通事項</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 記載事項を訂正するときは、訂正すべき箇所を2本の線で消し込み、訂正箇所の上方に訂正事項を記入する（税額の算出に問題がない記載事項の訂正については、申告書を直接訂正して差し支えない。）。</p> <p>(5) 1申告書に記載できる品目の範囲は、申告書上段の各項目に記載すべき事項が原則として共通しており、かつ、1仕入書に記載されている品目とする。 なお、品名欄が不足するときは、「輸入（納税）申告書（つづき）」(C-5020-2)を使用する。</p> <p>(6)～(9) (省略)</p>	<p>I 輸入申告書等記載要領の共通事項</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 記載事項を訂正するときは、訂正すべき箇所を2本の線で消し込み、訂正箇所の上方に訂正事項を記入するとともに<u>訂正者が押印する</u>（税額の算出に問題がない記載事項の訂正については、申告書を直接訂正して差し支えない。）。</p> <p>(5) 1申告書に記載できる品目の範囲は、申告書上段の各項目に記載すべき事項が原則として共通しており、かつ、1仕入書に記載されている品目とする。 なお、品名欄が不足するときは、「輸入（納税）申告書（つづき）」(C-5020-2)を使用する。<u>この場合、申告書の輸入者又は代理人欄に押なつされた印で割印をする。</u></p> <p>(6)～(9) (同左)</p>
<p>II 及びIII (省略)</p> <p>輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用） (C-5025-1、-2) （輸入手統統一様式）</p> <p>I (省略)</p>	<p>II 及びIII (同左)</p> <p>輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用） (C-5025-1、-2) （輸入手統統一様式）</p> <p>I (同左)</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
II 統一様式の構成及び使用方法	II 統一様式の構成及び使用方法
(1)及び(2) (省略)	(1)及び(2) (同左)
(3) 共通様式(C-5025-1)については、税関のほか動物検疫所、植物防疫所及び検疫所に対する申告又は申請に必要な事項を記載する。また、共通様式(C-5025-1)は複写しても <u>差し支えない</u> 。	(3) 共通様式(C-5025-1)については、税関のほか動物検疫所、植物防疫所及び検疫所に対する申告又は申請に必要な事項を記載する。また、共通様式(C-5025-1)は複写しても <u>差し支えないが、押印(自署)</u> については複写を認めない。
(4) 共通様式(C-5025-1)の記載事項を訂正する場合には、訂正すべき箇所を2本の線で消し込み、訂正箇所の上方に訂正事項を記入する。なお、記載事項の訂正については、当該事項について申告又は申請先である各省のみ行えばよい。	(4) 共通様式(C-5025-1)の記載事項を訂正する場合には、訂正すべき箇所を2本の線で消し込み、訂正箇所の上方に訂正事項を記入するとともに押印する。なお、記載事項の訂正については、当該事項について申告又は申請先である各省のみ行えばよい。
(5) (省略)	(5) (同左)
輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書 (C-5340)	輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書 (C-5340)
(省略)	(省略)
「申告年月日」及び「申告者住所氏名」の項には、税関に申告する年月日及び託送品の送達を受託した者（携帯品又は別送品の場合は輸入者）の住所、氏名をそれぞれ記載する。	「申告年月日」及び「 <u>申告者住所氏名印</u> 」の項には、税関に申告する年月日及び託送品の送達を受託した者（携帯品又は別送品の場合は輸入者）の住所、氏名をそれぞれ記載し、なつ印署名する。
再調査の請求書 (C-7000)	再調査の請求書 (C-7000)
「再調査の請求人」の項には、関税法又はその他関税に関する法律及びとん税又は特別とん税の規定による税関長（税関職員）の処分の対象となった者を記載し、再調査の請求人が、法人、法人でない社団又は財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって再調査の請求をするときは、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を「再調査の請求人」の項の下の教示箇所等に記載するとともに、これらの代表者、管理人、総代又は代理人の資格を証明する書面を添付する。	「再調査の請求人」の項には、関税法又はその他関税に関する法律及びとん税又は特別とん税の規定による税関長（税関職員）の処分の対象となった者を記載し、再調査の請求人が、法人、法人でない社団又は財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって再調査の請求をするときは、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を「再調査の請求人」の項の下の教示箇所等に記載するとともに、これらの代表者、管理人、総代又は代理人の資格を証明する書面を添付する。
「再調査の請求に係る処分の内容」の項には、再調査の請求の対象となる処分の内容（日付、処分を行った税関官署の長、処分の番号等）を記載する。	なお、再調査の請求人（再調査の請求人が法人、法人でない社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって再調査の請求をするときは代理人）が押印する。
「再調査の請求の趣旨」の項には、その請求（例えば「〇〇の処分の取消しを求める。」等）の結論を簡潔に記載し、「理由」は趣旨を裏付ける証	「再調査の請求に係る処分の内容」の項には、再調査の請求の対象となる処分の内容（日付、処分を行った税関官署の長、処分の番号等）を記載

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>拠を記載する。</p> <p>「税関の教示の有無、内容」の項には、処分庁である税関がその処分をした際に不服申立てができる旨の教示をしたかどうか、又はをした場合は、どのような教示があつたかを記載する。</p> <p style="text-align: center;">関 稅 定 率 法 関 係</p> <p>国等以外の者の経営する施設指定申請書 (T-1210)</p> <p>「申請者」の項には、申請者が各種学校にあっては学校長、その他の施設にあってはその施設の管理者名を、「住所」の項には、学校又は施設の所在地を、「<u>氏名(名称及び代表者の氏名)</u>」の項には、その学校又は施設の名称とその管理者としての学校長名又は管理者名を記載する。</p> <p>(省略)</p>	<p>する。</p> <p>「再調査の請求の趣旨」の項には、その請求（例えば「〇〇の処分の取消しを求める。」等）の結論を簡潔に記載し、「理由」は趣旨を裏付ける証拠を記載する。</p> <p>「税関の教示の有無、内容」の項には、処分庁である税関がその処分をした際に不服申立てができる旨の教示をしたかどうか、又はをした場合は、どのような教示があつたかを記載する。</p> <p style="text-align: center;">関 稅 定 率 法 関 係</p> <p>国等以外の者の経営する施設指定申請書 (T-1210)</p> <p>「申請者」の項には、申請者が各種学校にあっては学校長、その他の施設にあってはその施設の管理者名を、「住所」の項には、学校又は施設の所在地を、「<u>氏名又は名称</u>」の項には、その学校又は施設の名称とその管理者としての学校長名又は管理者名を記載し、<u>職印を押なつ</u>する。</p> <p>(同左)</p>
<p>標本・学術研究用品等 寄贈物品 免税明細書 (T-1220)</p> <p>(省略)</p> <p>「提出者」欄には、免税を受ける資格のある上記施設又は学校の住所及び名称を記載し、その代表者、施設の管理者又は学校長の職名及び氏名を記載する。</p> <p>(省略)</p> <p>機械類等免税明細書 (T-1270)</p> <p>「提出（申請）者」欄には、免税を受ける資格のある貨物の使用者の住所及び氏名又は名称（輸入者が法人である場合は、その法人の所在地、名称並びに代表者の氏名）を記載する。「航空機安全発着等物品の免税」についての明細書の提出者は、貨物を装備（設置）し、又は装備（設置）す</p>	<p>標本・学術研究用品等 寄贈物品 免税明細書 (T-1220)</p> <p>(同左)</p> <p>「提出者」欄には、免税を受ける資格のある上記施設又は学校の住所及び名称を記載し、その代表者、施設の管理者又は学校長の職名及び氏名を記載し、<u>職印を押なつ</u>する。</p> <p>(同左)</p> <p>機械類等免税明細書 (T-1270)</p> <p>「提出（申請）者」欄には、免税を受ける資格のある貨物の使用者の住所及び氏名又は名称（輸入者が法人である場合は、その法人の所在地、名称並びに<u>代表権</u>者の氏名）を記載し、<u>押印又は署名</u>（法人の場合、<u>社印若しくは代表権者</u>の押印又は署名のいずれか）する。「航空機安全発着等物</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>るため制作する者の名によつて行わせて差し支えない。 (省略)</p> <p style="text-align: center;">関税賦課決定請求書 (P-8100)</p>	<p>品の免税」についての明細書の提出者は、貨物を装備（設置）し、又は装備（設置）するために制作する者の名によつて行わせて差し支えない。 (同左)</p> <p style="text-align: center;">関税賦課決定請求書 (P-8100)</p>
<p>1. 関税賦課決定請求書記載事項の共通事項</p> <p>(1) (省略) (2) <u>申告が3欄以上となる場合には、「関税賦課決定請求書つづき（その）」(P-8100号-2)を使用する。</u></p>	<p>1. 関税賦課決定請求書記載事項の共通事項</p> <p>(1) (同左) (2) <u>この請求書により、「関税賦課決定請求書つづき（その）」(P-8100号-2)を使用するときは、請求書の請求者又は代理人欄に押なつされている印で割印をする。</u></p>
<p>2. 関税賦課決定請求書の記載要領</p> <p>「請求番号」欄には、賦課決定請求書の受理一連番号（暦年）を記載する。</p> <p>「請求者」の「住所」及び「氏名（名称及び代表者の氏名）」の欄には、賦課決定の請求に係る輸入許可通知書又は賦課決定通知書若しくは納税告知書に記載されている申告者又は納税者の住所及び氏名又は名称を記載する。「輸入者符号」欄には、当該申告者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。通関業者が代理請求をする場合には、「代理人」の箇所に通関業者の住所、氏名又は名称を併記する。</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;">特例法関係</p> <p style="text-align: center;">輸入（譲受）申告書 (F-1250)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>「代理人の住所、氏名（名称）」の欄には、譲受人が通関業者等に通関手続を依頼した場合に通関業者等の住所、氏名又は名称を記載する。</p> <p>(省略)</p>	<p>2. 関税賦課決定請求書の記載要領</p> <p>「請求番号」欄には、賦課決定請求書の受理一連番号（暦年）を記載する。</p> <p>「請求者」の「住所」及び「氏名又は名称」の欄には、賦課決定の請求に係る輸入許可通知書又は賦課決定通知書若しくは納税告知書に記載されている申告者又は納税者の住所及び氏名又は名称を記載する。「輸入者符号」欄には、当該申告者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。通関業者が代理請求をする場合には、「代理人」の箇所に通関業者の住所、氏名又は名称を併記する。</p> <p>(同左)</p> <p style="text-align: center;">特例法関係</p> <p style="text-align: center;">輸入（譲受）申告書 (F-1250)</p> <p>「譲渡人の住所及び氏名（署名）」の欄には、自動車の譲受けの場合にのみ記載する。</p> <p>「代理人の住所及び氏名（印）」の欄には、譲受人が通関業者等に通關手續を依頼した場合に通關業者等の住所、氏名を記載し、通關業者等の印を押なつする。</p> <p>(同左)</p>